令和４年度　伊曽乃神社鬼頭・屋台総代総会

日時：令和４年９月４日（日）
　　午後７時
場所：西条市総合文化会館
　　小ホール

1　神前遥拝

2　開会挨拶
　(1)　伊曽乃神社宮司挨拶
　(2)　鬼頭会長挨拶
　(3)　大祭委員長挨拶
　(4)　常務総代紹介

3　来賓挨拶
　(1)　市長挨拶
　(2)　愛媛県議会議員挨拶
　(3)　来賓紹介

4　関係機関からの連絡事項
　(1)　西条警察署・教育委員会・消防署・西条市役所関係部署
　(2)　関係機関への質疑応答

5　鬼頭会からの通達事項
　(1)　鬼頭紹介
　(2)　令和４年秋季大祭屋台・みこしの運行に関する決定事項について
　(3)　例大祭新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて

6　伊曽乃神社例大祭事始式（運行安全御祈祷）
　10月８日（土）
　○午後２時（神戸・大町・玉津）
　○午後３時（神拝・西条）

7　質疑応答

8　年番屋台総代代表による奉納願の読上げ

9　閉会挨拶

令和四年度
例大祭鬼頭配置表

大総取締
一色 信之

神輿係 総取締
坂上 譲二

神輿係 取締
曽我部 保次

神輿係 副取締
上田 実

鬼頭 白石 夏樹
鬼頭 坂東 君良
鬼頭 高木 守
一色 克文

《各校区先頭屋台に鬼頭を配置する》

屋台係 総取締
一色 鉄馬

神戸・大町校区屋台 取締
佐伯 市朗

神戸校区整備 副取締
菅 晋策

鬼頭 白木 秀典

大町校区整備 副取締
明日 清輝

鬼頭 村上 文治
鬼頭 村上 剛
鬼頭 伊藤 博道

神拝・西条玉津校区屋台 取締
松本 秀朗

玉津校区整備 副取締
矢野 恵三

西条校区整備 副取締
三好 昭彦

鬼頭 白石都志彦

神拝校区整備 副取締
安永 裕治

鬼頭 植木 基司
鬼頭 越智 哲夫
鬼頭 安藤 重行

みこし 取締
松本 秀朗（兼務）

みこし整備 副取締
三好 昭彦（兼務）

鬼頭 白石都志彦（兼務）

本年例大祭欠席者
松本 秀朗

令和4年 秋季大祭屋台･みこしの運行に関する決定事項

＝ 通 達 事 項 ＝　　伊曽乃神社鬼頭会

１.本年の御神輿巡幸及び屋台統一運行について

（１）御神輿は例年通り２日間の渡御を斎行する。

（２）１０月１５日宮出し及び１６日の統一運行は実施するが、本日以降の新型コロナの状況により、中止する場合は１０月８日事始式または、伊曽乃神社ホームページにて通知する。

（３）奉納願に追記する事項

イ．神域である境内・御旅所・神楽所等での禁酒・禁煙の確約。

ロ．町内の責任において、関係者に新型コロナ感染拡大防止ガイドランを徹底させることの誓約。

２.１５日早朝（宮出し）屋台奉納について

（１）年番屋台について

イ．本年の年番屋台は、西条校区である。

（２）屋台・みこしの奉納時間について

イ．各屋台は、各校区代表者間で取り決めた１５日宮出し奉納屋台校区別順番（神戸～大町～西条～玉津～神拝）で運行・奉納を行う。

ロ．年番屋台（西条校区）は、指定場所に午前４時２５分（参進の５分前）までに据えること。

ハ．奉納は神門前まで行かずに手水舎横で行い、練り（差上げを含む）は一回とし、立ち止まっての唄は厳に禁止する。奉納後は手水舎横から古茂理神社東側市道方面に抜け、退出する。（鬼頭が午前２時３０分より手水舎近辺で誘導する。）　（伊曽乃神社内配置図参照）

二．みこしが境内駐車場に上がる時間は、午前５時を目処に鬼頭が指示するので奉納全屋台が、午前５時までに所定場所に据えられるように心がけること。

（３）屋台・みこしの運行について

イ．大鳥居前階段からアルコールの持込み禁止及び禁煙とする。

ロ．高知へ向かう国道１９４号を通行する場合は、旧イレブンから伊曽乃入口までの間、屋台は基本的に右側（歩道側）を通行し、一般車両の支障とならないよう協力をお願いする。

ハ．○参道・境内は、御神輿出発までは上りの一方通行とする。
○参道からの上り屋台と駐車場からの上り屋台が境内でかち合った場合は参道側を優先とする。
○駐車場横道路は下り優先とする。

二．みこしの上りと、屋台の下りのトラブルを避けるため、屋台はみこしが上がるまで各々の据え場所に留まること。

ホ．コロナ禍でもあり、奉納に向かう道中においても、飲酒を慎み、酒瓶・空き缶のポイ捨ては止めていただきたい。

（４）屋台・みこしの据え場所について　（伊曽乃神社内配置図参照）

イ．境内に据える屋台は、御供(本町)、一番(中野)、年番屋台（西条校区11台）と玉津3台の計16台とし、境内に名札を吊り下げてあるので、その下前へ正しく据えること。

ロ．年番以外の神拝校区（24台）は、大鳥居上の指定場所に正しく据えること。
神戸校区（10台）・大町校区（27台）は、境内駐車場のぬさ下前に出来るだけ詰めて据えること。

ハ．みこし（4台）は、境内駐車場の名札下前に正しく据え、境内への押し上げ・練りは大変危険なため禁止する。

（５）神職・参列者の「参進」について

イ．例大祭斎行に向けて神職・参列者の社務所大玄関前からの「参進」開始時間は、午前４時３０分とする。そのため、４時２５分から３５分頃までの約１０分間は神門前への奉納及び境内参道での練りは、厳に禁止する。また、その間、境内にいる年番屋台等の太鼓・鉦は止めること。

ロ．「参進」は、神幸祭の大切な出発神事である。祭礼の本質を氏子各位にもご理解していただき、伝統ある祭礼の一層の厳粛化に務めるため、氏子皆様方の周知とご理解をお願いする。
＊　境内スピーカーで参進周知及び雅楽演奏を実施する。

（６）御神輿の巡幸協力について

イ．御供・一番・年番屋台は、御神輿先導のため表参道を下りること。出発は、鬼頭が指示する。

ロ．御供・一番・年番屋台以外の屋台は、みこし入場後、早めに下りること。
退出順は①大鳥居上広場はみこし通過後、②駐車場広場はみこし練り終了後、③境内年番の順

ハ．御神輿が下り始めたら、参道に残っている屋台は速やかに道を空けること。

ニ．一番お神楽（大鳥居６：２０開始）終了後、鳥居を下り右側の〝中之段の道路〟は御神輿の巡幸コースとなっているため、各屋台においては御神輿の巡幸の妨げとならぬよう十分配慮願いたい。

（7）その他

イ．境内他の清掃・美化について　（伊曽乃神社内配置図参照）

○紙吹雪、飲食の殻など、ゴミの不法投棄を厳に防ぐこと。

○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ずゴミの後始末を行うこと。

～ゴミ収集場所～　①シメ柱横階段を上がったところ　②駐車場旧トイレ横

③駐車場南側の桜を植えてある神苑の一角。　④大鳥居頌徳碑の横

ロ．メロディー橋の通行について

○通行許可は、西条市役所建設道路課が窓口です。（〆切・内容確認のこと。）

○通行に際して、一橋脚間につき屋台1台の通行とし、橋の荷重を軽減し、円滑な運行に努めること。

３．１６日　屋台運行

○各校区先頭屋台時間表　・鬼頭配置表　・・・　別紙参照

４．１６日早朝（御旅所）屋台奉納について

（1）御旅所での校区別奉納時間帯について御神輿の恙（つつが）無き巡幸のため、奉納開始時間を午前１時４０分とし、出発時間は午前４時４０分とする。

イ．御旅所奉納時間及び、出発が定刻通りに実施できるよう各屋台・みこしの責任ある行動をお願いする。

●校区別奉納時間・・・各校区の屋台奉納時間は以下の通り。

○神戸（11台南入口）　１：４０～２：００	○大町（一部15台東入口）２：００～２：５０
○大町（一部12台常心入口）２：００～２：５０	○玉津（3台東入口）　２：５０～２：５５
○神拝（24台常心入口）　２：５５～３：４５	○西条（12台常心入口）　３：４５～４：１５
○みこし（4台常心入口）　４：１５～４：３５	

（2）屋台・みこしの運行について

イ．神域であるため、東は水路、西は忠霊塔、南は大町校区が据えるライン、北は高橋畳センターの範囲は、アルコールの持込み禁止及び禁煙とする。

ロ．御旅所での奉納はできるだけ複数台で行い、御神前（御仮殿）への奉納の練りは２回までとする。尚、統一行動における御旅所出発時の御神前（御仮殿）への奉納は禁止とする。

ハ．各屋台の台車の取り外しは、高橋畳センター前まで進み台車をはずすこと。はずした台車は広場に置き、練りの後は、所定場所に据え、出発までに台車を取り付け待機すること。

二．途中のロウソクの取替え等については、後続屋台の運行に支障のないよう迅速に行うこと。

ホ．御仮殿前からメインの通路は屋台と見物人との混雑が予想され危険である。各屋台においては安全に留意して、秩序ある屋台奉納が円滑に執り行えるよう心がけること。

ヘ．各屋台・みこしから必ず２名の自主警備員（警固）を選出し、通路となる道路両側にて警察官と共同して、通路の確保並びに観客の安全を図るべく警備に当たること。

○神戸 ・・・ 自町内屋台前にて通路の確保及び警備をする。（御旅所自主警備員配置表参照）

○大町・神拝・玉津・西条 ・・・ 自町内屋台前方の通路まで出て通路の確保及び警備をする。

ト．屋台・みこしは、各屋台番号札の前に据えること。なお、忠霊塔前の据え場所はコの字形に、また、東の小川横は一列に長く据えること。

チ．奉納屋台・みこしの〝紙吹雪〟は厳に禁止する。

リ．御旅所出発後の飲酒について、歩きながらやラッパ飲み、酒の回し飲みは禁止とする。

ヌ．コロナ禍でもあり、奉納に向かう道中においても、飲酒を慎み、酒瓶・空き缶のポイ捨ては止めていただきたい。

ル．一番屋台の２回目休憩場所を本町３丁目正慶庵から本町１丁目交差点に変更する。

（3）奉納許可証と番号札の交換について

イ．御仮殿前の鬼頭詰所は、正面向かって右側に設置するので、『奉納許可証』を必ず持参し、番号札と交換すること。なお、警察詰所は正面向かって左側の見張り台とする。

（4）御旅所出発時間について

●『 御旅所 』出発時間について・・・校区の先頭屋台の出発時間を示す。

○神戸校区 ４：４０　○大町校区 ４：４５　○神拝校区 ５：０５　○玉津・西条校区 ５：２０

（5）御神輿の巡幸協力について

イ．御神輿は、最終屋台の御旅所出発の後、次の神楽所（駅前）を目指し巡幸を開始する。

ロ．御旅所から登道商店街入口前までの間は、御神輿と屋台の運行コースが重なり、屋台の進み具合によっては、御神輿の巡幸に多大な影響を及ぼすこととなっている。

ハ．一番屋台は、商店街の明治屋前まで、据えることなく運行している。これは、概ね最終屋台が北之丁踏切を通過できるであろう距離を想定しての運行である。

ニ．この区間は各屋台においても長距離の運行となるが、祭礼全体の円滑な運行について配慮をいただき、屋台を止めることなく運行し、御神輿の恙(つつが)無き巡幸へのご協力をお願いしたい。

（６）その他

イ．御仮御殿前の雑踏対策のため、本年も注連柱から注連縄を張り、参拝者も含めて
御仮御殿前は進入禁止とし、注連柱に賽銭箱を据え置く事とする。

ロ．御旅所の清掃・美化について
○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ず後始末を行うこと。
～ゴミ収集場所～　お旅所北東の角

５．御殿前について

（１）御殿前について

イ．御殿前への進入経路は、神戸・大町校区屋台は、法務局側から進入する。
神拝・玉津・西条校区は、広島銀行南を通り三本松から御殿前とする。
（尚、各校区担当の鬼頭は御殿前正門前から退出までを指揮する。）

ロ．屋台の据え位置は、例年どおりである。指定場所に据える以外の無駄な逆行等は禁止とする。

ハ．御旅所と同様、みこし奉納時に自主警備員（警固）２名を選出し、通路の警備をお願いする。

ニ．**中道三叉路は特に観客や屋台舁き夫等で混雑するため、御神輿やみこしの進入路確保の協力を三叉路近辺に据えている屋台の方々にもお願いしたい。**

ホ．各屋台の奉納は複数台で行い、御殿前（西条高校大手門前）への参入は１回とする。また、西条高校大手門前に立ち止まっての唄は厳に禁止する。

ヘ．**時間遅れの問題点を把握するため、各校区の奉納時間を調査する。**
（各校区先頭屋台中道三叉路進入から最後尾屋台据付までの時間）

ト．**喜多濱の中道での御神輿お迎えを認める。**鬼頭は、御神輿が御神楽所に到着後のみこし出発と一番屋台出発とのタイミングを調整する。

チ．**御神輿通過時に飲酒・喫煙しながらのお迎え、お見送りを禁止。**

リ．御神輿が神楽所に到着と同時に、先頭屋台から出発が始まるので各屋台は出発可能な態勢を整えておくこと。

（２）新町泉について

イ．神拝校区の新町泉での練りは、練り時間の短縮を図り、後続屋台に迷惑をかけない方策を神拝校区で検討し、事前に鬼頭と打合せをすることを条件に認める。
神拝校区以外の屋台は、新町泉での練りを禁止する。

（３）休憩について

イ．先頭屋台は、古玉線で１０分程度の休憩とし、後続屋台は２台並列縦隊での休憩とする。

６．玉津土堤について

（１）据え場所等について（玉津土堤屋台配置図参照）

イ．屋台据付場所は、南土堤に神戸・大町校区とする。（校区の先頭屋台を玉津橋側とする。）

ロ．北土堤は神拝・西条校区とする。

ハ．玉津校区は、玉津橋南側とし、５分間の範囲で橋の上での練りを許可する。

ニ．川入り行事を予定通り行うため、先頭屋台の玉津出発の最終時間を１３時３０分とする。

（２）昼食について

イ．屋台運行の遅れ改善のため、玉津で昼食とする。

７．加茂川土堤について

（１）運行コースについて

イ．玉津から明神木、小川を経てＪＡえひめ未来大町支所横の交差点から２コースとする。

ロ．第１コースは、神戸・大町校区が運行する。第２コースは神拝・玉津・西条校区とし、ＪＡえひめ未来大町支所前～岸陰を経由し地蔵原通りから御旅所に入り、第１・ 第２の順番で加茂川土堤に上がる。

ハ．御旅所前にて双方のコースの屋台がかち合った場合は、第１コースの神戸・大町校区屋台を優先し、第２コースの神拝・玉津・西条校区の屋台は、御旅所到着時に各屋台番号札下に据え待機し、大町校区屋台に続いて加茂川土堤に上がる。

ニ．先頭屋台は明神木休憩場所を、光泉三叉路にする。

ホ．各屋台は、御旅所においてみこし前で反転しての練りをせず、速やかに加茂川土堤に上がること。

（２）加茂川土堤について

イ．全屋台が加茂川土堤に整列し、御神輿のお見送りをするために、各屋台の自覚と責任ある運行をお願いする。

ロ．加茂川土堤はラインを引くので、ライン上に正しく据えること。

ハ．土堤に上がる坂や土堤上での「差し上げ」は全面禁止とする。

ニ．土堤の上、及び土堤の手前での台車の脱着、及び土堤上への外した台車の持込を禁止する。

ホ．提灯付けは、土堤上の所定位置に据えてから取りかかること。行列中の提灯取付けは違反である。

ヘ．みこしは、先頭屋台が到着する前（１４時２５分迄）に土堤に上がること。尚、据え場所は土堤の入口から川下土堤に据えること。土堤に据えないみこしは、屋台運行の支障にならないよう鬼頭の指示に従うこと。

８．御神輿の御旅所到着並びに川入りについて

（１）煙火の合図について

イ．御神輿が、武丈川原から川入りに出発の合図として煙火を打ち上げる。

（２）川入りについて

イ．御神輿の最終待機場所を武丈河原とする。

ロ．御神輿の最終待機時間を、午後５時１５分とし川入りに向け出発する。

ハ．川入行事には、鬼頭が高張提灯又は、幟旗を持って御神輿の露払いをする。

ニ．川入行事に、関係のない人が川に入らないよう、各屋台の方々も徹底排除にご協力をお願いする。

（３）メロディー橋の通行について

イ．通行規制（鬼頭が東詰（大町側）の警察官に規制する前後で連絡を入れる。）

○　１回目　　神戸校区屋台と舁夫が西側（神戸）に通行する時間帯

○　２回目　　御神輿の川入から国道１９４号線とメロディー橋西側付近に御神輿と屋台・みこしがいなくなるまで。

＊　白丁を着た本肩や御道具係は通行可とする。

＊　鬼頭２名を橋の神戸・大町両側に配置し、警察に協力する。

ロ．西側川入り屋台については、各代表者・鬼頭にて決定し各所に周知を図ること。

（４）最終神楽所（宵）について

イ．宵での神楽所祭が終了するまで、神戸校区屋台は全て西側河川敷にて待機する。

ロ．神楽所祭終了後、御神輿の先導として中野・日明・中ノ段の３台は、御神輿より先に土堤に上がる。

ハ．御神輿が土堤に上がった後に、間隔を十分とってから他の神戸校区屋台は土堤に上がること。

９．全般について

（１）チェック体制について

イ．本年も『定め書第五項』に伴うチェック場所を下記のとおり実施する。

①北御門を通り県道西条港線に出た信号から神拝小学校前陸橋までの間。

②沢から下小川までの間。

ロ．チェック担当鬼頭を配置し運行の円滑化を図る。

ハ．各校区ごとのチェックは従来どおり実施する。

（２）運行上の注意について

イ．１５日・１６日２日間とも、祭礼期間中は各屋台において２名の自主警備員（警固）を必ず選出し自屋台の安全運行に万全を期すこと。

ロ．県道西条港線(お堀西側)などにおける並列行進は、運行時間遅延の一因となるため禁止とする。

ハ．各屋台は、自町内での練りを厳に慎み、伝統ある格調高い行列運行に努めること。

ニ．統一行動屋台行列中、河川等への飛び込み行為は禁止とする。

ホ．行列中の屋台間隔は、概ね５メートルを目安として運行し、５０メートル以上離れることがないよう注意すること。休憩のため据える場合は、前の屋台と極力詰めて据えること。

ヘ．１６日の行列行進については、各所において御神輿と屋台が出合う場面が予想されるので、御神輿の円滑な巡幸にご協力をお願いする。

（３）その他

イ．緊急時における各地区屋台への連絡は、伊曽乃ホームページを利用して行う。

ロ．15日の境内、16日の御旅所、御殿前、玉津等、屋台が休憩する場所でのゴミの投棄が増加し、苦情が出ているので、屋台関係者で生じたゴミは必ず各自で持ち帰り処分するようお願いしたい。

ハ．神楽所では、舁夫、屋台・みこし関係者もお祓いを受けるようお願いしたい。

ニ．**本年に限り、新型コロナを理由に奉納を休止する屋台は、「２年間続けて奉納がない場合は、全屋台の最終とする」を適用しない。**

ホ．**本年に限り、統一運行中の離脱は、鬼頭に理由を伝え、実施する場合には「定め書」罰則を適用しない。但し、再度の統一運行復帰は認めない。**

１０．舁夫番号札について

イ．「舁夫番号札」は、本年（令和４年）も鬼頭会より全屋台に配布いたします。

ロ．番号札代として、舁夫の人数にかかわりなく、１屋台につき**一律　5,000円**を納めていただきますので、よろしくお願いいたします。

ハ．なお、神社にて斎行する**屋台運行安全祈願祭（ 事始式　１０月８日　斎行 ）のお神札（ふだ）の初穂料　５，０００円とは、別になりますのでご留意願います。**

ニ．舁夫の人数は、「別記様式第六（第十条関係）　道路使用許可申請書」を警察署に提出する直前に、社務所へコピーを提出するか、ＦＡＸを送信するかしてお知らせください。

新型コロナの影響で2年間斎行できなかった例大祭を奉納屋台・みこしの運行等にかかわる人達が、守るべき感染拡大防止ガイドラインを遵守し、ひとりの脱落者も出さずに迎え、日の入りまでに宮入を無事遂行し、その後町内に帰っても感染者が出なかったと言えるような記念すべき令和4年例大祭にするため、ご尽力・ご協力をお願いいたします。

令和４年１０月１５日（宮出し）

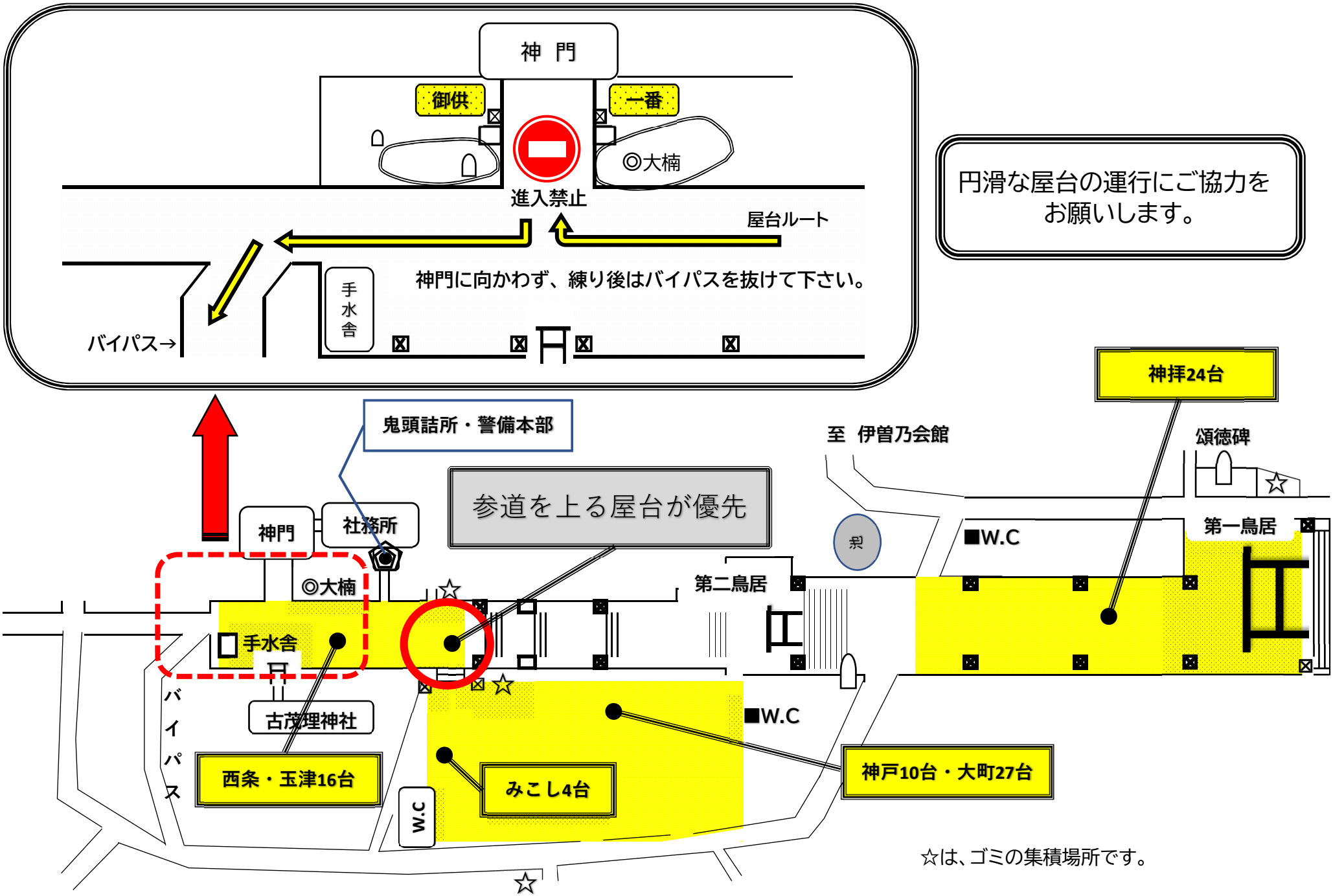

１６日各校区 先頭屋台時間表

神戸地区（先頭）屋台

場所	到着	出発
御旅所		4:40
御殿前	6:20	9:25
古玉線	10:30	10:40
玉津	11:40	12:55
川原着	14:35	

神拝地区（先頭）屋台

場所	到着	出発
御旅所		5:05
御殿前	7:10	9:45
古玉線	10:55	
玉津	12:05	13:20
川原着	15:20	

大町地区（先頭）屋台

場所	到着	出発
御旅所		4:45
御殿前	6:30	9:30
古玉線	10:35	
玉津	11:45	13:00
川原着	14:40	

玉津・西条地区（先頭）屋台

場所	到着	出発
御旅所		5:20
御殿前	7:50	10:05
古玉線	11:15	
玉津	12:25	13:40
川原着	15:50	
	川入り	17:15
	川上り	17:30

１６日御旅所奉納屋台校区別時間表

◎ 神戸地区南入口より
１１台 午前１時４０分～２時００分

◎ 大町地区一部東入口より
１５台 午前２時００分～２時５０分

◎ 大町地区一部常心入口より
１２台 午前２時００分～２時５０分

◎ 玉津地区東入口より
３台 午前２時５０分～２時５５分

◎ 神拝地区常心入口より
２４台 午前２時５５分～３時４５分

◎ 西条地区常心入口より
１２台 午前３時４５分～４時１５分

◎ みこし常心入口より
４台 午前４時１５分～４時３５分

令和四年鬼頭総会決定の主な事項

○十五日の参進時（午前四時二十五分～三十五分頃までの約十分間）に神門前境内広場の屋台は太鼓・鉦・練りを止めて祭礼の厳粛化に協力願います。

○御旅所神前への奉納の練りは二回までとする。

○御殿前の進入経路は神戸・大町校区屋台は法務局側から進入。神拝・玉津・西条校区は広島銀行南を通り三本松から進入。

○御殿前の大手門への参入は一回だけとする。

○川入り行事を予定通り行うため、先頭屋台の玉津出発最終時間を午後一時三十分とする。

○警察より指定の屋台舁夫番号札は鬼頭会より全屋台に頒布する。屋台一台あたり一律五千円（初穂料五千円は別途）をお納めいただく。

○みこしの入場時に、各「屋台・みこし」から必ず２名の自主警備員を選出し、通路となる道路両側にて警察と共同して、みこし通路の確保並びに参拝者（観客）の安全を図るべく警備にあたること。

○本年もその他変更点があるため、鬼頭より配布する文書を熟読願いたい。

川入行事について

○御神輿の最終待機場所を武丈河原とする。

○御神輿が武丈川原から川入に出発の合図として煙火を打ち上げる。

○御神輿の川入り最終待機時間は午後五時十五分を限度とし川入りに出発する。

御 旅 所　自主警備員配置表（R4年）

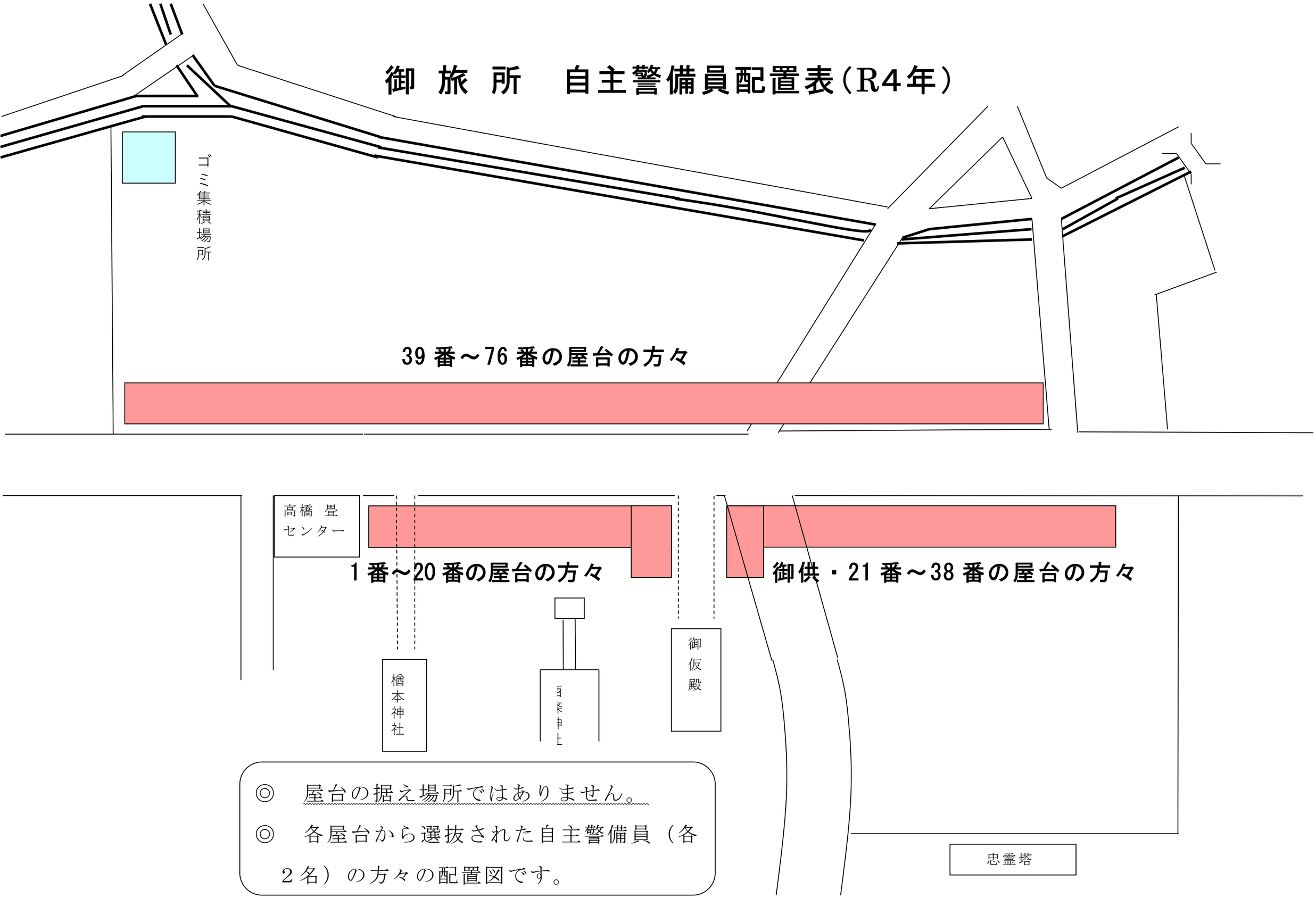

◎　屋台の据え場所ではありません。

◎　各屋台から選抜された自主警備員（各２名）の方々の配置図です。

10月16日玉津土堤屋台配置図(R4)

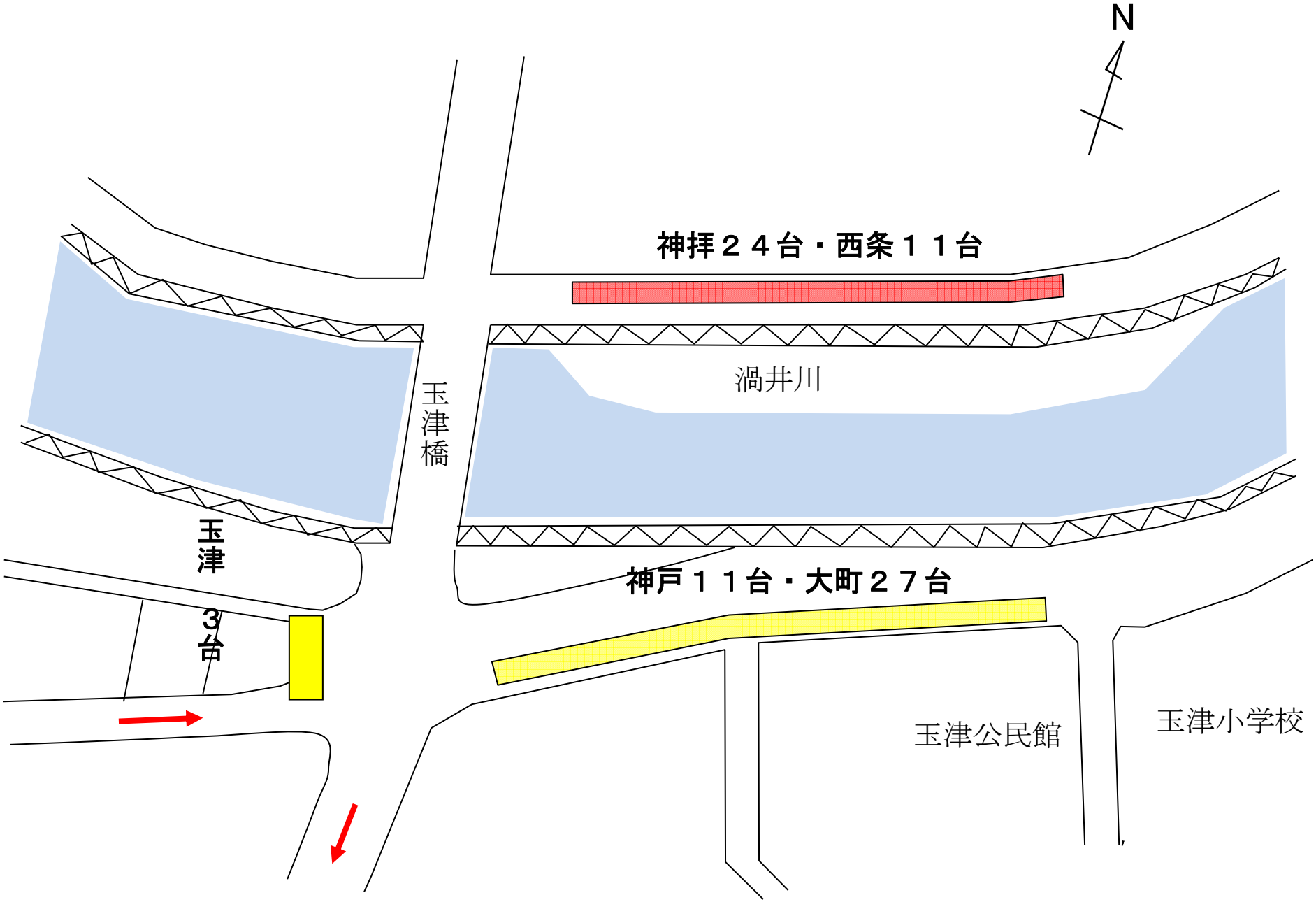

伊曽乃神社例大祭新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

（令和４年度 屋台・みこし奉納版）

このガイドラインは、厚生労働省、愛媛県、西条市、公益社団法人日本青年会議所等が示す新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての各種方針を踏まえ、令和４年度の伊曽乃神社例大祭開催に関連して、奉納屋台・みこしの運行等にかかわる者が守るべき対策の指針を示すものです。

屋台・みこし名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

総取締名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

１　開催方針

令和４年度は、新型コロナウイルスの影響で様々な制約がある中、『伊曽乃神社例大祭』を執り行うにあたり、屋台運行等の活動については当屋台・みこしの責任において、本ガイドラインを遵守し、感染拡大防止対策を徹底して行う。

２　各参加者が遵守すべき共通事項

（１）参加者（舁き夫、帯同者等）は、必ず舁き夫名簿に登録した者に限り、それ以外の者の参加は認めない。舁き夫名簿は、氏名、年齢、住所、連絡先を記載し、例大祭終了後３ 週間以上保管する。

（２）参加者は、特に 10 月１日以降、日々の検温、不織布マスクの着用、手指消毒の徹底、会食ルールの遵守など、基本的な感染防止対策を行い、健康管理を徹底する。

（３）市外（帰省を含む）からの参加者を認める場合は、抗原検査による事前チェックを行い、陰性を確認する。

（４）以下の項目に該当する場合は、参加を見合わせる。

① 体調がよくない場合

例：37.5℃以上の発熱又は平熱より 1℃以上の体温上昇がある場合

咳、咽頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合

② 同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる人がいる場合

③ 過去 14 日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又はこれらの国・地域の在住者との濃厚接触がある場合

（５）参加する際は、当日に自宅等で検温するとともに、活動開始前に当屋台・みこしの責任において参加者全員の検温を行う。

（６）すべての活動中は、マスクを着用する（2 歳未満を除く）。

（７）消毒液等によるこまめな手指消毒を実施する。

（８）他の参加者との距離（最低 1m）を確保する。

（９）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）に登録する（推奨）。

３　屋台運行時の対応

（１）参加者は共通事項を遵守する。

（２）屋台・みこしには、常に検温や消毒等が行なえるよう、非接触式温度計及び消毒液、不織布マスク等を備える。

（３）参加者で共用する太鼓のバチや屋台の舁き棒等は、使用者が代わるたびに手指と道具等を消毒液で消毒する。

（４）マスクを着用していない参加者が生じた場合は、当屋台・みこしが不織布マスクを配布する。

（５）マスクを外してのお囃子（伊勢音頭等）や掛け声等の発声を自粛する。

（６）屋台運行中、熱中症対策等によりマスクを外す必要がある場合（舁き夫等）は、その都度、備え付けの非接触式温度計で検温を行う。

（７）屋台運行中の飲酒は禁止し、水分補給の飲み物の回し飲みは行わない。

（８）参加者の中から感染者が出た場合、以降の活動は中止する。

（９）屋台運行に関する打合せや屋台組立て等の事前準備においても、感染防止対策を徹底する。

４　御神域（神社境内、御旅所、神楽所）での対応

（１）参加者は共通事項を遵守する。

（２）御神域での禁酒・禁煙を厳守する。

（３）休憩時、マスクを外しての長時間の歓談は控える。

５　飲食について

（１）国が示す『感染リスクが高まる「5 つの場面」』に十分留意し、大人数（5人以上）、長時間（2 時間以上）に及ぶ飲食（飲酒の有無を問わない）は行わない。

※別添の『感染リスクが高まる５つの場面』を参照

① 飲酒を伴う懇親会等（大きな声を出さない、回し飲みをしない）

② 大人数や長時間におよぶ飲食（飛沫を飛ばさないよう黙食を行う）

③ マスクなしでの会話（飛沫感染に注意）

④ 狭い空間での共同生活（閉鎖空間に注意）

⑤ 居場所の切り替わり（休憩時間など気の緩みに注意）

（２）参加者等に提供する飲食は、回し飲みや共用の容器を避け、個別パック等で配布するなど、感染防止対策を徹底する。

（３）参加者等へ提供する飲食を調理・運搬する者についても、参加者に準じた感染防止対策を徹底する。

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

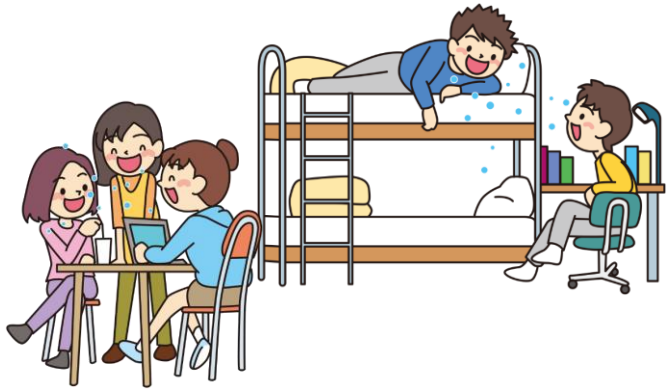

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

御神輿の巡行 時間表

（第１日）　　伊曽乃神社神楽祭各神楽所 所属表（令和4年10月15日）

番号	場 所	変更	予定時刻	神 楽 所 所 属 町 名
1	鳥居前		6時20分	日明上 日明中・下 中之段一組 中之段二組
2	船 形		7時00分	船形東 船形中 船形西 津越 長瀬 加茂全域
3	釜ノ口（集会所前）		7時30分	釜ノ口 木挽原 宵ノ原 大久保 中寺
4	楠 （楠集会所前）		8時00分	楠東 楠西 楠南 山ノ下 山道 向原
5	かじ分（徳増建工前）		8時30分	安知生東 安知生北 安知生土居内 安知生河原町 洲之内新出東 洲之内新出西 洲之内西原 洲之内原 西ノ窪 奥之内
6	西 田（ゆべし横）		9時10分	西田 棚林
7	東 光（神戸公民館前）		9時50分	東光 東原 籔乃内
8	中 西（荒神社前）		10時30分	中西
	昼食 小憩			中西荒神社
9	古 川（御所神社前）		12時00分	古川
10	古川新地（古川住宅前）		12時30分	富士見町 古川住宅 御所通 砂盛町 王子町
11	新上川原公園		1時10分	喜多川中 上川原 川沿町 緑町 小桜町
12	神拝小学校		1時30分	原之前 水都町 若草町 都町
13	古屋敷（古屋敷公民館横）		1時50分	古屋敷 西新町 東新町 三本松東 三本松西
14	上神拝（集会所前）		2時10分	上神拝
15	上喜多川（集会所前）		2時30分	上喜多川
16	加茂町		3時00分	加茂町
17	大町校前（大町小学校前）		3時20分	中南 川原町 西町 仲町小川 北ノ丁上 北ノ丁中 南町 新玉通 清水町北 清水町南 若水町 上小川
18	地蔵原（集会所前）		4時20分	地蔵原 寿町 若葉町
19	新 田（集会所前）		5時00分	福武新田
20	西ノ川原（集会所前）		5時30分	西の川原 岸陰
御旅所着御			5時50分	

（第２日）　　伊曽乃神社神楽祭各神楽所 所属表（令和4年10月16日）

番号	場 所	変更	予定時刻	神 楽 所 所 属 町 名
1	御旅所		4時50分	常心大南上 常心大南下
2	駅 前（駅前広場）		7時00分	北ノ丁下 登道 駅西 朝日町 駅前一区 福森町 駅前二区北 駅前二区南
3	朔日市（集会所前）		7時20分	朔日市東 朔日市西 朔日市南 朔南 むつみ会
4	風伯社前（風伯神社前）		7時50分	北町 大師町 北新田
5	本局前（香川証券東）		8時10分	栄町上 栄町上東 栄町中 栄町下ノ上 栄町下ノ下 大町新町 紺屋町
6	御殿前（西条高校正門前）		9時30分	四軒町上 四軒町下 常盤巷 滋巷北 八千代巷 百軒巷
7	松ノ巷（西条小学校前）		10時00分	松之巷 新堀上 船元町
8	喜多浜（蛭子神社前）		11時00分	喜多浜 港新地
9	下喜多川（荒神社前）		11時30分	下喜多川北 喜多 下喜多川南 下喜多川西 下喜多川樋之口 樋之口八丁 花園町
10	えびす社（本町・蛭子神社前）		12時00分	東町一丁目 東町二丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 吉原町東 吉原町中
	昼食 小憩			えびす社
11	弁財天（東町・厳島神社横）		1時00分	御舟町 下町西 旧下町中 下町南 下町南第二 下町北 光明寺通 東町三丁目 駅前三区北 駅前三区南 下町あけぼの
12	横 黒（ＪＡ西条 玉津支所前）		1時30分	横黒西 横黒中 横黒下 横黒元橋 横黒新元橋 水明町
13	市 塚（集会所前）		1時50分	市塚上 市塚中 市塚下 市塚新街東 市塚新街西
14	永 易（玉津橋の北側道路沿い）		2時30分	玉津１組～13組 幸永町
15	沢（沢集会所前）		3時30分	明神木 沢 天皇 下小川 錦町 春日町 広見町
16	宵		5時30分	宵
本宮還御			6時00分	

備　　考

①神楽所到着時刻は、多少の遅速があるかも分かりませんのでお含み下さい

②**該当町内の「神社総代様」は、町内各位へのお札をお渡ししますので<u>必ず神楽所へお出で下さい</u>**

「神社総代様」がお出でになれない時は<u>代理の方</u>のお越しを願います

各地区屋台総代の皆様へ

お祭りも近づいてまいりました。

扨て、本年も御本殿にて各地区屋台の奉納に伴う事始式（運行安全の御祈祷）を斎行し、その際、屋台守と奉納許可証をお渡ししますので、各屋台の代表の方一～二名ご差遣下さり運行安全を祈願されますようお願いします。

尚、奉納許可証は例年の通り十六日早朝に番号札と引換しますので、必ず御旅所御仮殿前までご持参下さい。

令和四年九月四日

伊曽乃神社社務所
電話　五五―二一四二

記

一、日　　時　　十月八日（土）　午後二時（神戸・大町・玉津地区）
　　仝　　午後三時（神拝・西条地区）

一、事始式祈祷料併せて屋台守初穂料…五、〇〇〇円のご献納をお願いします

一、服装は各町内の**屋台舁夫の正装**にてご来社願います。（三つ揃など）

奉納願

令和四年の伊曽乃神社例大祭に
我々は屋台・みこしを奉納いたしますので宜しくお願い申し
上げます。
つきましては左記事項を遵守いたします。

一、奉納にあたりては「奉納願遵守事項」および「定め書」
を遵守し、万事鬼頭の指導に随い伊曽乃大神様の大御心
に適うべく歴史ある祭礼の格式並品位を落とす事なく、
秩序ある運行に勤めることを誓います。

二、祭礼期間中における新型コロナウイルス感染拡大防止
対応や、事件・事故等により他に損害を与えた場合は、
当自治会、屋台・みこしの関係者の全責任に於いて対処
し、神社に対しては一切の迷惑をお掛けいたしません。

令和四年九月四日

伊曽乃神社奉納屋台・みこしの代表として
年番　西条校区
喜多町屋台　　髙橋　祐志